

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年11月12日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法、不当であると主張している。

- 1 本件処分による返還金額の出所が知りたい。本件処分には納得がない。
- 2 本件貯金口座は、請求人の管理するものではなく、請求人の親が中学生の息子を援助してくれるための口座として使用していたものである。
- 3 本件貯金のうちの8万円余は、福祉入学準備金であり、また、本件貯金のうち10万円余は、すでに高校の制服代や、定期代、遅延家賃等に当てました。

- 4 福祉事務所のケースワーカーからは、免除申請できるような話がありましたが、結局、払わないといけないのか。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年 5月 14日	諮問
令和 2年 8月 7日	審議（第45回第2部会）
令和 2年 8月 19日	審議（第46回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

ア 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。

イ 法5条は、上記の法の規定は、法の基本原理であって、法の解釈及び運用は、全てこの原理に基づいてなされなければならないと規定している。

ウ また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする規定している。

(2) 費用返還義務について

ア 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないと規定している。

イ そして、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)は、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」とした上で、「ただし、全額を返還対象にすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」については、「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。」等（自立更生費）を控除して差し支えないとしている。

ウ また、法63条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている。」（東京高等裁判所平成25年（行コ）第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。なお、同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。）と解されている。

エ さらに、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5・答(1)によれば、法63条は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充

当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている。

もつとも、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合として、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額については、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないものとされ（問答集問13-5・答(2)）、返還額の決定は、そのような決定を相当とする事情を具体的かつ明確にした上で実施機関の意思決定として行うものとされている（同・答(3)）。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

(1) 本件処分について

請求人は、保護開始時に、請求人名義の本件貯金口座に本件貯金を保有していたにもかかわらず、これを申告せずに保護を受けたものと認められる。この点について、請求人によれば、本件貯金口座は請求人の母親から孫である子の教育のためのものであったとのことであるが、たとえ、そのような事情があったとしても、請求人名義の本件貯金口座の預金（本件貯金）については、法4条1項の趣旨に沿って、これを最低限度の生活を賄うために活用することを要し、保護は、当該資産の活用によっても、なお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものであるから、当該事情をもって、本件貯金を請求人の資力から除外することができないことは明らかである。

このことから、処分庁は、本件貯金を保護開始時の請求人の資力であると認定した上で、本件返還対象期間において請求人世帯に対して実施した保護については、法63条の規定が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにも関わらず、保護を受けた

とき」に該当するものとして、本件貯金額に相当する本件返還対象期間に請求人世帯に支給した保護費について、請求人に対し、返還を求めることを決定した（本件処分）ものと認められる。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするもの（1・(2)・ウ）であるから、処分庁が、上記のような経緯により、法63条の規定を適用して本件処分を行ったことに、違法、不当な点はないものといえることができる。

(2) 自立更生免除について

ところで、処分庁は、本件処分において、返還金額から控除することができる自立更生免除に係る費用について、0円としていることから、この点について、以下検討する。

請求人世帯の保護開始は、平成31年1月29日であり、本件処分までの間は約10か月弱であるところ、この間に、請求人から処分庁に対して、子が私立高校に進学したとの申し出に基づき、処分庁が法に基づく高校進学に係る扶助の措置を講じた上で、担当者が請求人に対し、法による学習支援制度について紹介した事実等は認められるものの、担当者が請求人に対し提出を求めていた、本件貯金を充てたとする高校の不足費用に係る資料は、提出されていないことが認められる。また、この間に、請求人から担当者に対して、家財等の生活必需品が不足しているなどとする相談があった事実は認められず、また、これらの不足に関して、処分庁に対して、保護申請を行った事実も認められない。

そして、処分庁は、本件処分に際して、ケース診断会議を開催し、自立更生免除の適用は慎重に行うとの判断を行っていることが認められる。

以上によれば、本件処分において、自立更生免除に係る費用について認めないとの処分庁の判断は、妥当なものと認められることか

ら、これを違法又は不当とすることはできない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のことから、本件処分の違法、不当を主張するが、本件処分が法令等の規定に基づき、適法になされた処分であることは上記2のとおりであり、請求人の主張については、いずれも理由がないと認められるから、これを本件処分の取消理由とすることはできない。

4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法、不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)